審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項		内容
1	処分名		食鳥処理事業の変更の許可
2	法令名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
3	法令番号		平成2年法律70号
4	根拠条項		第6条第1項、第2項
⑤	処分権者		京都府知事(委任先:保健所長)
6	法令の定め		第6条 第3条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。
7	審査基準		食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律 第5条 食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律施行規則 第2条 の2、別表1、別表2
8	—————————————————————————————————————		なし
9	協議機関名		なし
10	標準処理期間		(⑪合計期間)15日
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	15日
12	問合せ		生活衛生課食品衛生係(075-414-4759)
13	備考		